**平成２３年（フ）第１１３５６号**
東京都世田谷区北沢３丁目５―25―303
破産者　松田美智子
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１１３８９号**
東京都品川区戸越１丁目22―16　丸伊ハイツ
破産者　関谷　晶子
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第３４０号**
三重県津市大里睦合町2345番地２
破産者　小菅　伸一
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第１６０号**
三重県鈴鹿市岸岡町3663番地　サクセスタウン岸岡Ａ―２Ｂ
破産者　水上　由一
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第５５７号**
兵庫県姫路市継227番地の７
破産者　有限会社アールディ・プロデュース
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第１６号**
茨城県神栖市深芝南２丁目20番地６
破産者　ルートストック株式会社
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所麻生支部

**平成２２年（フ）第２０７０３号**
静岡県静岡市葵区田町３丁目14番地の１
破産者　株式会社石垣工務店
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第２０７０５号**
静岡県静岡市葵区上新富町１―１
破産者　石垣　政子
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第７３３号**
東京都昭島市中神町1282番地都営中神第２アパート10棟303号
破産者　水野庄一朗
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第９２７号**
東京都昭島市田中町１丁目９番18号
破産者　綾井　晴善
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第９２８号**
東京都昭島市田中町１丁目９番18号
破産者　綾井　梅子
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第１５５号**
岐阜市江崎北３番13号、開始決定時の住所岐阜市早田本町４丁目48番地
破産者　杉山　千秋
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

**平成２１年（フ）第７９８号**
奈良市都祁友田町196番地の３
破産者　株式会社森下工務店
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

**平成２２年（フ）第２号**
鳥取県鳥取市古海536番地１
破産者　鳥取生コン株式会社
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第１２３号**
松江市東出雲町出雲郷893番地６
破産者　前島　　泰
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第１２４号**
松江市東出雲町出雲郷893番地６
破産者　前島　和幸
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第１９１号**
山口県宇部市大字小野8059番地の１
破産者　株式会社小野組
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所宇部支部

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２３年（フ）第８８号**
栃木県小山市城北２丁目14番地７
破産者　金沢秋雄こと　金　　秋雄
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２２年（フ）第５１０号**
さいたま市緑区東浦和２丁目３番地８　グリーンハイツ201
破産者　飯野　隆行
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第５１１号**
さいたま市緑区東浦和２丁目３番地８　グリーンハイツ201
破産者　飯野　節子
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第８５４号**
埼玉県川口市芝塚原２丁目22番13号　メゾン・トリノ302号
破産者　坂本　幸一
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係